

奈教総 第66号  
令和5年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 横 井 雄 一 様

奈良市教育委員会  
教育長 北 谷 雅 人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成 25 年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

#### IV. 個別の指定管理者制度導入施設

##### 30. 公民館分館

###### (6)監査の結果及び意見

- ・収支決算書について

###### (地域教育課)

###### 【監査結果】

公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費を他の経費と区分して執行し、その収支を明確にしなければならず(第 6 条)、また年度の事業報告では管理業務に係る収支の状況を記載しなければならない(第 16 条)が、各分館の事業報告では多くの指定管理者が管理運営経費を指定管理料と同額と記載している。実際の管理運営経費が指定管理料を上回っているためであるが、管理業務に係る収支を明確にし、指定管理料が必要十分であるか、指定管理料がどのような用途に充当されているかを把握するためには実際の管理運営経費を記載する必要がある。所管課は指定管理者への指導を徹底されたい。

###### 【措置の内容】

管理業務に係る収支が明確かつ指定管理料の用途が適正であることを、平成 26 年度決算時に確認しました。

また、管理運営経費がどのような用途に充当されているかを確認できるよう収支予算書・収支決算書の様式を変更しました。

- ・証憑類について

###### (地域教育課)

###### 【監査結果】

公民館分館の管理に関する基本協定書によると、管理業務に係る経費等について、その用途を明らかにした帳簿、書類等を備え、これを事業年度終了後 5 年間保存しなければならないとされている(第 11 条)。しかし、今回の調査では領収書等の証憑類を紛失した指定管理者が散見された。証憑類は経費の用途を明らかにする書類に含まれるため、所管課は 5 年間保存するように指導を徹底されたい。

###### 【措置の内容】

公民館分館の管理業務に係る経費等の用途を明らかにした帳簿、書類等が保存されていることを、平成 26 年度決算時に確認しました。また、毎年度指定管理者に対し、証拠書類を 5 年間保存するよう通知し、注意喚起も行っています。

- ・指定管理料について

###### (地域教育課)

###### 【監査結果】

公民館分館の管理運営とは関係のない指定管理料を充当し、自治会費と混同している指定管理者が存在する。あくまでも分館の管理運営費用として指定管理料を充当するよう所管課は指導を徹底されたい。

**【措置の内容】**

指定管理料を他の経費と混同することなく管理運営費用として使用していることを、平成26年度決算時に確認しました。また、毎年度指定管理者に対し、自治会費等別会計との混同が生じないよう指定管理料を適切に使用し、収支報告を行うよう通知しています。さらに、注意喚起も行っています。